

## 第120号議案

### 品川区長の給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年1月12日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区長の給与の特例に関する条例

区長の給料月額、品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）第2条の規定にかかわらず、同条に掲げる給料月額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 令和5年2月1日から同年3月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「100分の20」とあるのは「100分の40」とする。
- 3 前項の規定は、令和5年3月に支給する期末手当の額を計算する場合においては、適用しない。
- 4 この条例は、令和8年12月3日（この条例の施行の際現に在職する区長が同日前に退職した場合は、当該退職した日）限り、その効力を失う。

（説明）区長の給与を減額する必要がある。